三十三、山住電機株式会社に対する件

昭和四十三年(排)第二十七号

排除命令

広島県広島市鉄砲町七番四号

山住電機株式会社

右代表者　代表取締役　吉田増三

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、山住電機株式会社は、その販売するJT―9型ポータブルテレビその他の家庭用電気製品の小売価格について、今後、架空の比較対照価格を併記することにより、当該商品の小売価格が一般消費者に著しく有利であると誤認される表示をしてはならない。

二、同社は、JT―9型ポータブルテレビについて、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同社が当該商品の小売価格二万三千八百円と比較するために併記した現金正価三万五千円は、架空の価格であつて、発売元の付した現金正価は、二万四千八百円であつた旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受け

なければならない。ただし、当委員会が承認することができない場合には、当委員会は、この広告について指示するものとする。

三、同社は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

山住電機株式会社（以下「山住電機」という。）は、肩書地に事務所を置き、家庭用電気製品の販売業を営む事業者である。

山住電機は、昭和四十二年十二月以降、株式会社中国日電チエーン（広島市大手町一丁目一番地代表者代表取締役久保道正）から仕入れたJT－9型ポータブルテレビを販売するに当つて、当該商品に添付した紙片に、現金正価三万五千円のものを二万三千八百円で販売する旨を表示している。

しかるに、当該商品の発売元である全日電商事株式会社（東京都千代田区外神田三丁目一番八号代表者代表取締役谷口正治）の付した現金正価は、二万四千八百円であつて、三万五千円ではなく、前記紙片に記載した現金正価三万五千円は、山住電機が同社の小売価格である二万三千八百円を安くみせかけるために記載した架空の価格である。

よつて、山住電機は、当該商品の価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしたものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、山住電機の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年四月十二日

公正取引委員会

委員長　山田精一
委員　菊池淳一
委員　梅田孝久
委員　亀岡康夫
委員　有賀美智子